

奈良県告示第三百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課及び天理市建設部都市整備課において縦覧に供する。

令和六年三月十二日

奈良県知事 山下 真

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 三・四・五二号 天理王寺線	天理市勾田町、田町、東井戸堂町、西井戸堂町及び合場町並びに磯城郡田原本町大字八田並びに天理市嘉幡町